

蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、蕨市犯罪被害者等支援条例（令和5年蕨市条例第22号。以下「条例」という。）第8条及び第9条の規定に基づき支給する蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の見舞金及び支援金の支給及び手続に関し、この要綱に定めがない事項については、蕨市補助金等交付規則（平成4年蕨市規則第34号）の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害（医師の診断により当該負傷又は疾病の療養に1月以上を要し、かつ、病院又は診療所への入院を3日以上要したものをいう。ただし、当該疾病が精神疾患である場合にあっては、3日以上労務に服することができないものその他市長が認めるものに限る。以下同じ。）であって、被害届が警察に受理されているもの又は被害届を警察に提出することが困難であると市長が認めたものをいう。

(2) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時点において市内に住所を有していたもの（やむを得ない理由により市外に居住している場合は、市内に住所を有しているものとみなすことができる。）をいう。

2 前項各号に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(遺族見舞金の支給対象)

第3条 遺族見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族のうち、犯罪被害者の死亡当時において、次項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）とする。

2 前項の遺族の範囲は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱（令和5年蕨市要綱第43号）第5条の規定による受理証明書等の交付を受けていた

者等を含む。以下同じ。)

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 第1順位遺族が2人以上あるときは、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対してした支給は、当該第1順位遺族全員に対してなされたものとみなす。

(傷害見舞金の支給対象)

第4条 傷害見舞金の支給を受けることができる者は、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時から第10条の規定による申請を行う時まで引き続き市内に住所を有している犯罪被害者とする。

(一時避難費用支援金)

第5条 市長は、犯罪被害者等が次の各号のいずれにも該当し、かつ、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難であると認めるときは、一時避難費用支援金(以下「支援金」という。)を支給するものとする。

(1) 警察に提出した被害届等の書類により、犯罪被害者が受けた犯罪被害を客観的に確認できること。

(2) 従前の住居若しくはその付近において犯罪行為が行われたことにより従前の住居に居住し続けることが困難になったと認められること又は二次的被害若しくは再被害を受ける恐れがあること。

2 犯罪被害者等(犯罪被害者を除く。以下この項において同じ。)が、犯罪行為が行われた時点において犯罪被害者と同居していた場合に限り、犯罪被害者等に支援金を支給できるものとする。

3 前2項の規定による支援金は、犯罪被害者等が一時避難に要した費用の実費額に対し、1人1泊当たり7,000円(5泊まで)を限度として支給するものとする。

4 支援金の対象となる一時避難の回数は、1回までとする。

5 支援金の対象となる費用は、ホテルその他の宿泊施設に支払ったものに限るものとする。

(犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給の制限)

第6条 市長は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する場合には、遺族見舞金及び傷害見舞金（以下「犯罪被害者等見舞金」という。）並びに支援金の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）と加害者との間に家族関係があるとき（当該家族関係が破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。）。ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合及び犯罪行為のあった時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者又は申請者に、当該犯罪行為を教唆し、若しくは幫助する行為、過度の暴行若しくは脅迫、重大な侮辱等当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する著しく不正な行為その他の当該犯罪被害につきその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は申請者が、暴力団員（蕨市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であるとき。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金及び支援金を支給することが社会通念上相当であると市長が認めるときは、犯罪被害者等見舞金及び支援金を支給することができる。

(遺族見舞金の額の調整)

第7条 傷害見舞金の支給を受けた者が当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第3項第1号に規定する遺族見舞金の額から当該傷害見舞金の額を減じて得た額とする。

2 遺族見舞金の支給を受けようとする者が、蕨市災害見舞金及び弔慰金の贈呈に関する条例（昭和43年蕨市条例第16号）第4条に規定する見舞金及び弔慰金（以下「見舞金等」という。）の贈呈を既に受けているときは、遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該遺族見舞金の額は、既に支給された見舞金等の額を減じて得た額とする。

(傷害見舞金の額の調整)

第8条 傷害見舞金の支給を受けようとする者が、見舞金等の贈呈を既に受けているときは、傷害見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該傷害見舞金の額は、既に支給された見舞金等の額を減じて得た額とする。

(遺族見舞金の支給申請)

第9条 第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、第3条第4項の規定により選任された代表者。以下この条において「遺族見舞金申請者」という。)が、遺族見舞金の支給を受けようとするときは、蕨市遺族見舞金支給申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (2) 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する除票の写しその他の書類
- (3) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍謄本又は抄本その他の書類
- (4) 遺族見舞金申請者が、犯罪被害者の死亡当時において、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第5条の規定による受理証明書等の交付を受けていた者等であるときは、その事実を認めることができる書類
- (5) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者(前号に該当する者を除く。)であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(傷害見舞金の支給申請)

第10条 犯罪被害者(以下この条において「傷害見舞金申請者」という。)が、傷害見舞金の支給を受けようとするときは、蕨市傷害見舞金支給申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- (2) 傷害見舞金申請者の住民票の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援金の支給申請)

第11条 犯罪被害者等が支援金の支給を受けようとするときは、蕨市一時避難費用支援金支給申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときから支援金を申請するまでの間、引き続き市内に居住している者であることを証明する書類

(2) ホテルその他の宿泊施設に支払った領収書

(犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給申請の期限)

第12条 犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給申請は、当該犯罪被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

2 支援金の支給申請は、当該犯罪行為が行われた日から1年を経過したときは、することができない。

(犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定等)

第13条 市長は、第9条から第11条までの規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給の適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行ったときは、蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金支給決定通知書(様式第4号)又は蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金不支給決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(犯罪被害者等見舞金及び支援金の請求)

第14条 前条第2項の規定により犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が、その支払を請求しようとするときは、蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定の取消し等)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定を取り消すことができる。

(1) 第6条に規定する犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給の制限に該当することが判明したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定又は支給を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定を取り消したときは、蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金支給決定取消通知書（様式第7号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給決定を取り消した場合において、既に犯罪被害者等見舞金及び支援金が支給されているときは、当該受給者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（報告等）

第16条 市長は、犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、及び調査を行うことができる。

2 市長は、犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われた犯罪行為による被害について適用する。

様式第1号（第9条関係）

蕨市遺族見舞金支給申請書

年 月 日

蕨市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号
犯罪被害者との続柄

蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する要綱第9条の規定により、
次のとおり遺族見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃	
犯罪行為の行われた場所			
犯罪被害者	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	
	犯罪行為が行われた時の住所	蕨市	
	死 亡 年 月 日	年 月 日	
犯 罪 被 害 の 発 生 状 況			
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無※		有 () ・ 無	
加害者と第1順位遺族との親族関係の有無※		有 () ・ 無	
死亡前の傷害見舞金の支給の有無		有 ・ 無	
取 扱 警 察 署 (被 害 届 の 受 理 番 号)		警 察 署 (年 月 日 第 号)	
他の第1順位 の 遺 族	氏 名	犯罪被害者との続柄	住 所
備 考			

※傷害見舞金を申請済みの場合は、太枠内の記入を省略することができます。

【同意確認事項】

- (1) 犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、蕨市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。
- (2) この申請において、第1順位遺族が複数人いるとき又は遺族見舞金の支給決定を受けた後にこの遺族見舞金を受け取るべき遺族が判明したとき等、他の遺族との調整が必要となる場合は、私の責任において解決いたします。

年 月 日

氏名

※「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」及び「加害者と第1順位遺族との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、それぞれ犯罪被害者又は第1順位遺族から見た続柄をご記入ください。

【添付書類】

- 1 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- 2 犯罪被害者が犯罪被害を受けた当時市内に住所を有していたことを証する除票の写しその他の書類
- 3 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類
- 4 遺族見舞金申請者が、犯罪被害者の死亡当時において、犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者、蕨市パートナーシップ・ファミリーシップの届出に関する要綱第5条の規定による受理証明書等の交付を受けていた者等であるときは、その事実を認めることができる書類
- 5 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者（前項に該当する者を除く。）であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- 6 遺族見舞金申請者が第3条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- 7 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

蕨市傷害見舞金支給申請書

年 月 日

蕨市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する要綱第10条の規定により、次のとおり傷害見舞金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為の行われた場所		
犯罪被害者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	蕨市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無※		有（ ）・無
負傷又は疾病の状態		別添診断書のとおり
取扱警察署 (被害届の受理番号)		警察署 (年 月 日第 号)
備 考		
<p>【同意確認事項】</p> <p>犯罪被害の発生状況等この申請に関して必要な事項について、蕨市長が警察署等の関係機関に調査等を実施することに同意します。</p> <p>年 月 日</p> <p>氏名</p>		

※「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、犯罪被害者から見た続柄をご記入ください。

【添付書類】

- 1 傷害を負った日、治療に要する期間及び傷害の状態に関する医師の診断書
- 2 傷害見舞金申請者の住民票の写し
- 3 その他市長が必要と認める書類

様式第3号（第11条関係）

蕨市一時避難費用支援金支給申請書

年 月 日

蕨市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する要綱第11条の規定により、次のとおり一時避難費用支援金の支給を申請します。

犯罪行為の行われた日時		年 月 日 午前・午後 時 分頃
犯罪行為の行われた場所		
犯罪被害者	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
	犯罪行為が行われた時の住所	蕨市
犯罪被害の発生状況		
加害者と犯罪被害者との親族関係の有無※		有（ ）・無
申請する支援金の額		円
取扱警察署 (被害届の受理番号)		警察署 (年 月 日第 号)
備 考		

※遺族見舞金又は傷害見舞金を申請済みの場合は、太枠内の記入を省略することができます。

※「加害者と犯罪被害者との親族関係の有無」の欄について、該当する場合は、犯罪被害者から見た続柄をご記入ください。

【添付書類】

- 1 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われたときから支援金を申請するまでの間、引き続き市内に居住している者であることを証明する書類
- 2 ホテルその他の宿泊施設に支払った領収書

様式第4号（第13条関係）

蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

蕨市長



年 月 日付けで支給の申請のあった犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金については、下記のとおり支給することが決定したので通知します。

記

支給決定

- | | | |
|-----------------|---|---|
| (1) 遺族見舞金・傷害見舞金 | 金 | 円 |
| (2) 一時避難費用支援金 | 金 | 円 |

様式第5号（第13条関係）

蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

蕨市長



年 月 日付けで支給の申請のあった犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金については、下記の理由により支給しないことが決定したので通知します。

記

理由

様式第6号（第14条関係）

蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金請求書

年 月 日

蕨市長 あて

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で支給決定通知を受けた犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金について、蕨市犯罪被害者等見舞金及び支援金の支給に関する要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協 支店						
預貯金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号				
フリガナ							
口座名義人							

様式第7号（第15条関係）

蕨市犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金支給決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

蕨市長



年 月 日付け第 号で支給決定しました犯罪被害者等見舞金及び一時避難費用支援金については、下記の理由によりその決定を取り消すこととしましたので通知します。

記

理由